＜一般委託＞

横須賀ごみ処理施設スプリング入りマットレス処分委託（令和8年度第2期）仕様書

横須賀ごみ処理施設スプリング入りマットレス処分委託（令和8年度第2期）に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目　　的	横須賀ごみ処理施設に持ち込み又は収集されたスプリング入りマットレスを適正に処分することを目的とする。
2	履行期間	令和8年7月13日から令和9年3月31日
3	施行場所	横須賀ごみ処理施設ほか（別紙、特記仕様書による）
4	業務内容	別紙、特記仕様書による
5	特記事項	別紙、特記仕様書による
6	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 労働安全衛生法 道路交通法 その他関係法令を遵守すること。
7	資格要件	1　令和3年4月1日以降に、地方公共団体が発注した廃スプリング入りマットレスの処分委託の契約を、元請けとして締結し、完了した実績を有すること。 2　その他関係法規上で必要となる資格を有すること。
8	契約方法	単価による業務委託契約（一般委託）：単位（　円／kg）
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
10	その他事項	別紙、特記仕様書による
11	監　督　員 連　絡　先	資源循環部広域処理センター　関澤　　電話：046-854-4153

＜指示又は希望事項＞	
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照） ・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

内訳書（単価契約）

（税抜）

No.	案件名	単位	予定数量	上限単価（円）	契約単価（円）
1	横須賀ごみ処理施設スプリング入りマットレス処分委託（令和８年度第２期）	kg	31,000	260	

１　契約単価は、上限単価を超えることができない。

２　契約単価欄は契約者が記入する。

３　予定数量に契約単価を乗じた金額を入札額とすること。

横須賀ごみ処理施設スプリング入りマットレス処分委託（令和８年度第２期）
特記仕様書

本仕様書は、横須賀ごみ処理施設に持込又は、収集されたスプリング入りマットレスを適正に処分することを目的とするものである。

１．履行期間

令和８年７月 13 日から令和９年３月 31 日まで

２．施行場所

（１）運搬等

神奈川県横須賀市長坂５丁目１番１号（横須賀ごみ処理施設）から受託者の処理施設

（２）処理等

受託者の処理施設

３．業務内容

横須賀ごみ処理施設に持込又は収集されたスプリング入りマットレスを車両に積込、運搬及び処分を行うものである。

４．処分品：スプリング入りマットレス（以下、マットレス）

（１）マットレスのサイズは、シングルからキングまであり、サイズごとの予定数量は提示しないものとする。

（２）マットレスは、濡れ及び軽度な汚損（日常遣いにより生じる汚れや屋外保管に伴う汚れ）があるものとする。

５．予定数量

31,000kg（概ね 1,300 枚）

６．処分品の搬出について

（１）搬出日は、月曜日から金曜日（祝日は除く）、搬出日の前週までに委託者から連絡する。

（２）搬出時間は、８時 30 分から 16 時までとする。

（３）運搬車両は、長さ 9,500㎜ 以下、車幅 2,500㎜ 以下、車両高さ 3,500㎜ 以下、最大積載量 10t 以下かつ、車両総重量 30t 未満の車両とする。

（４）１回の搬出における積込枚数は、サイズによらず、最低 30 枚、最大 50 枚とする。ただし、受託者は、安全運行、法令遵守及び運搬車両の積載能力を考慮し、50 枚を超える積込が可能な場合は、委託者に提案することができる。委託者は、当該提案の内容を確認のうえ、許可する場合がある。

（５）処分品の運搬車両への積込作業は、受託者が行うこととする。（フォークリフトを使用する場合は委託者から貸与する。）

（６）積込作業及び運搬は、委託者からの作業等に対する指示に従うとともに事故防止に万全を期すこととする。

（７）マットレスの適正処理の確認方法は、委託者から受け渡す一般廃棄物管理票（マニフェスト）により管理することとする。

７．処分品の計量方法

計量は、委託者の計量機室側計量機（以下、出口計量）で空車の計量を行い、処分品積込後に再度、出口計量で計量し、正味重量が記載された計量伝票を委託者から受け取ることとする。

８．処分費

（１）処分単価は、キログラム単位による。

（２）処分単価には、処分費用の他に積込及び収集運搬に係る費用も含むこととする。

（３）処分費に関わる重量は、委託者の計量機により計量した値（以下、正味重量）を使用する。

９．損害の賠償

処分品の収集に際して、委託者の施設及び車両等を損傷した場合は、速やかに委託者に報告し、受託者の責任で現状復旧させるものとする。

10．その他

（１）予定数量の増減に起因して生じた損害については、一切請求できないものとする。

（２）当市、市議会において、当該予算が承認され、委託者と受託者の両者が合意した場合、令和９年４月１日から令和９年９月 30 日まで、本契約と同一の処分単価で契約し、処分委託を行うものとする。

（３）この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ、決定する。